

金ケ崎町ホームページに掲載する広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、金ケ崎町広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、町が作成及び管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の方法)

第2条 町ホームページへの広告の掲載は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告で、広告主の指定するホームページにリンクできるものという。以下同じ。）による。

(広告の規格、数量等)

第3条 広告の規格、数量等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル以下×横150ピクセル以下
- (2) 形式 GIF又はJPEGでアニメーション不可
- (3) データ容量 6KB以下
- (4) 広告の掲載位置 町ホームページのトップページ
- (5) 広告の枠数 6枠

2 広告の枠は、1人の広告主について1枠に限るものとする。

(期間)

第4条 町ホームページへの広告（以下「ホームページ広告」という。）を掲載する期間は、当該広告を掲載する月の20日から、翌月の19日までの1箇月を単位とする。この場合において、町のサーバーの保守その他やむを得ない理由により町ホームページの公開を停止するときにおいても広告掲載の期間は延長しない。

2 前項において、ホームページ広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）又はホームページ広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）が次に掲げる日に当たる場合の扱いは、町長が別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 ホームページ広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、ホー

ムページ広告の掲載期間を複数の単位で希望することができる。

(広告掲載料)

第5条 ホームページ広告掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、1ヶ月当たり1区画につき5,000円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

2 広告主は、当該広告を掲載する月の10日までに広告掲載料を納付しなければならない。

3 掲載決定後、広告が掲載できなかつたときは、掲載料を還付する。ただし、広告主の責めに帰する理由で既に掲載を開始した広告を中止したときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、金ケ崎町ホームページ広告掲載申請書(様式第1号)を当該広告を掲載する月の前月の20日までに、町長に提出するものとする。

(掲載する広告の決定)

第7条 町長は、第6条に規定する広告掲載の申し込みがあつたときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、金ケ崎町ホームページ広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

3 町長は、広告掲載希望者が広告枠数を超えるときは、次の順序により決定するものとし、これにより難しいときは、抽選により決定する。

(1) 第1順位 町内に事業所を有する者

(2) 第2順位 広告の掲載を希望する月数がより多い者

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、当該広告を掲載する月の10日までに当該広告の電磁的記録(以下「広告原稿」という。)を提出しなければならない。

(広告掲載の方法)

第9条 提出された広告原稿は、町ホームページに広告掲載開始の日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲載を始めることとし、広告掲載終了日の午後3時から午後5時までの間に取り除くものとする。ただし、町長が必要と認

めるときは、これを変更することができる。

(町による広告掲載の変更)

第10条 町長は、掲載期間満了によるホームページ広告の入替え、町ホームページデザインの変更等やむを得ない理由があるときは、掲載中のホームページ広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、当該ホームページ広告の位置又は順番を変更することができる。

(広告の変更)

第11条 広告主は、ホームページ広告の内容を変更し、又はリンク先を変更しようとするときは、掲載広告に係る変更申請書(様式第3号)を変更しようとする日の20日前までに町長に提出するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、ホームページ広告の掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載の取り消し)

第13条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは一時停止することができる。

(1) 第5条第2項の規定による広告掲載料の納付がないとき。

(2) 第8条の規定による広告原稿の提出がないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、ホームページ広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

(様式第1号)

年 月 日

金ケ崎町長 あて

申請者住所

氏 名 印

(法人にあつては、法人名及び代表者氏名)

金ケ崎町ホームページ広告掲載申請書

金ケ崎町のホームページへ広告を掲載したいので、ホームページの現行の仕様を承知のうえ、次のとおり申請します。

- 1 業種 (営業内容)
- 2 掲載広告の内容、図案等
- 3 掲載希望期間
- 4 リンク先アドレス
- 5 連絡先
 - (1) 担当者氏名 :
 - (2) 電話 :
 - (3) FAX :
 - (4) E-mail :

(様式第2号)

年 月 日

様

金ケ崎町長

印

金ケ崎町ホームページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました金ケ崎町ホームページへの広告掲載については、次のとおり決定いたしましたので通知します。

1 広告掲載の可否

2 掲載期間

※ 最終原稿提出期限 年 月 日

広告掲載料支払期限 年 月 日

(様式第3号)

年 月 日

金ヶ崎町長 へ

申請者住所

氏 名 印

(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)

掲載広告変更申出書

金ヶ崎町のホームページに掲載している広告について変更したいので、次のとおり申請します。

1 変更内容

2 変更予定日

3 連絡先

(1) 担当者氏名 :

(2) 電話 :

(3) FAX :

(4) E-mail :